

新選管告示第 39 号

市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 6 分の 1 の数は次のとおりである。

- 1 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による合併協議会設置の請求における連署について必要な選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

434 人。

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項又は第 5 条第 15 項の規定による合併協議会設置協議の請求における連署について必要な選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

3,615 人。

令和 8 年 9 月 1 日

新宮市選挙管理委員会委員長 津 呂 建 二